

9 尾道市立土堂小学校「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」 設置要綱

(設置)

第1条 尾道市立土堂小学校校務運営規程第14条第1項に基づき、「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(相談窓口の構成)

第2条 尾道市立土堂小学校校務運営規程第14条第2項に基づき、相談窓口は、管理職を含む複数の男性教職員及び女性教職員で構成することとし、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 相談窓口の担当者は、次の業務を行う。

- (1) 教職員及び児童、保護者、地域住民からの、体罰、セクシュアル・ハラスメント等に係る相談を受け付ける。
- (2) 相談を受けた者は、速やかに校長へ報告するとともに、他への守秘を厳守する。
- (3) 校長は、相談の報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

第4条 校長は、相談窓口の構成員を周知する掲示を、全ての教室に行う。

(報告)

第5条 相談窓口で相談があった場合は、校長は必要に応じ、尾道市教育委員会学校経営企画課に報告する。

(プライバシーの保護)

第6条 相談窓口で受けた内容については、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な扱いを受けないよう留意する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、相談窓口の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

令和 2年4月1日一部改訂し施行する。

おのみちしりつつちどうしょうがっこう

尾道市立土堂小学校

たいばつ せくしゅある はらすめんととう 体罰, セクシュアル・ハラスメント等

そうだんまどぐち 相談窓口

そうだんないよう きょうしょくいん たいばつ せくしゅある はらすめんと
相談内容：教職員からの体罰やセクシュアル・ハラスメントに
かん ぶらいばしー まもります
関することなど、プライバシーは守ります。
がっこうない そうだんまどぐち せっち
学校内に相談窓口を設置しております。
きがる そうだん
気軽にご相談ください。

たん 担	とう 当：	どい 土居	りえ 理恵	いしかわ 石川	ともこ 智子	しげみつ 重光	やすのり 泰徳
		かめもと 亀本	たくろう 拓朗	いけだ 池田	しょうた 翔太	すぎはら 杉原	のぞみ 望

そうだんばしょ ぼけんしつ
相談場所：保健室

じゅうしょ

住所：〒722-0032

おのみちしにしつちどうちよう6ばん44ごう
尾道市西土堂町6番44号

でんわ

電話：0848-23-3921

た そうだんまどぐち その他の相談窓口

おのみちしきょういくいいんかい
尾道市教育委員会

でんわばんごう
電話番号 (0848) 20-7453

ひろしまけんきょういくいいんかいじむきょく
広島県教育委員会事務局

でんわばんごう
電話番号 (082) 513-4917
(082) 513-4918
(082) 513-4919

ひろしまけんりつきょういくせんたー
広島県立教育センター

でんわばんごう
電話番号 (082) 427-3076

令和3年度 教職員としての自覚と誇りを高める研修計画（服務規律の確保）

尾道市立土堂小学校 不祥事防止委員会

	月	研修テーマ・内容・資料	担当
1	4月	教職員の使命・交通違反の防止 （H29年「教職員による不祥事の根絶」） 著作権について 土堂小学校個人情報管理システム	校長 保体部 教務部
2	5月	体罰の未然防止について①ロールプレイ （H25年「教職員による不祥事の根絶」他） 体罰に係るアンケート	保体部
3	6月	個人情報の適正な管理について ① （本校「個人情報管理システム」）	教務部
4	7月	セクシュアル・ハラスメント等防止，パワー・ハラスメント防止（H29年「教職員による不祥事の根絶」増補版）等	教頭
5	8月	児童理解の進め方，保護者対応（文部科学省「生徒指導提要」，広島県教育委員会「生徒指導資料」，いじめアンケート他）	生徒指導部 スクールカウンセラー
6	9月	懲戒処分の指針について （広島県教育委員会「懲戒処分の指針」）	校長 教頭
7	10月	体罰の未然防止について②ロールプレイ （H25「教職員による不祥事の根絶」他）	生徒指導部
8	12月	飲酒運転の未然防止について（H24「教職員による不祥事の根絶」他） 交通ルール・交通マナーの遵守について（新聞記事他） 個人情報の適正な管理について ②	校長 教務部
9	1月	公費・会計の取扱いについて （「諸費会計マニュアル」）	主事
10	2月	個人情報の適正な管理について ③ 電子データの取り扱い	教務部
11	3月	教職員の使命・服務規律の確保について （H29年「教職員による不祥事の根絶」他）	校長

※ 毎週第1木曜日を基本の研修日とする。

※ 体罰の未然防止に係る研修はロールプレイを用いて体験的な研修を実施する。

※ 市教委からの通知文や県教委の記者発表があった場合は，随時資料を配布し指導する。